

一緒につくろう
このまちの未来

町職員の採用候補者試験を実施します

町では、令和4年度の町職員採用候補者試験を行います。「ふるさとで働きたい」「まちづくりに携わりたい」そんなあなたのチャレンジをお待ちしています。詳しくは問い合わせください。

◆申込用紙の請求

申込用紙は町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に試験職種が分かるように朱書きで明記（例：一般事務〔高卒程度〕）し、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。また、町ホームページからダウンロードすることも可能です。その際はB4サイズで出力してください。

◆申し込み方法

申込用紙に必要な事項を記入して、町役場に提出してください。申込用紙を郵送する場合は、封筒の表に「試験申し込み」と朱書きして送付してください。

◆試験申し込みの受付期限

令和3年8月13日（金）　※8月11日までの消印有効

〈問い合わせ先〉　総務課　総務係　☎45―2211

【試験職種別採用予定人員および試験内容】

試験職種		一般事務（高卒程度）	
採用予定人数		若干名	
受験資格		平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人。学歴は問いません。（注）	
試験	第1次試験	期日	令和3年9月19日（日）
		会場	耶麻郡磐梯町大字磐梯字仁渡 1018 番地　「磐梯町中央公民館」
		日程	受付　午前9時～9時30分
			◎教養試験　午前10時～正午 ◎性格特性検査・職場適応性検査　午後1時～1時55分（予定）
		教養試験内容	高校卒程度の標準的な試験です。 【出題分野・出題数】 知識分野 20 問・知能分野 20 問（「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません）
	第2次試験	合否発表	令和3年10月に役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に文書で合否を通知します。
		第1次試験の合格者に対して、作文および面接による試験を行います。 ※期日は令和3年11月、会場は西会津町役場を予定しています	

（注）次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①日本国籍を有しない人
- ②禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

7月28日は日本肝炎デーです。肝臓は沈黙の臓器ともいわれ、肝炎ウイルスに感染しても自覚症状がほとんどありません。そのため、知らぬ間に病状が進行し、気付いた時には肝硬変や肝がんなどの命に関わる病気になっていることがあります。また、肝がんの原因の8割が肝炎です。肝炎は早期発見・早期治療で重症化を防ぐことができます。

町では、肝炎ウイルス検査を町の働き盛り健（検）診および総合健（検）診時に無料で行っています。この機会にぜひ受診しましょう。

◆対象者

肝炎ウイルス検査を受けたことがない40歳以上の人
※肝臓病を治療中の人や、B型・C型肝炎の診断を受けている人は除く。

〈問い合わせ先〉
健康増進課　健康支援係
☎45―4532

肝炎ウイルス検査
は受けましたか？

お知らせ
INFORMATION

保険証の
更新について

毎年8月に、国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証が更新されます。新しい保険証は、いずれも7月下旬に郵便で送付しますので、8月1日より使用してください。なお、国保は世帯主、後期高齢者医療は本人宛てに送付されます。

有効期限の過ぎた保険証は、同封の返信用封筒に入れ返送するか、直接、町健康増進課・奥川支所・新郷連絡所まで返却してください。

また、国保に加入している70歳から74歳の人については、8月より保険証と高齢受給者証が一体となった「国民

健康被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。今まで交付されていた高齢受給者証が変更となりましたので、注意してください。

〈問い合わせ先〉
健康増進課　国保係
☎45―4532

ジェネリック医薬品
を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される後発医薬品です。医療機関などで薬を処方してもらう時にジェネリック医薬品を希望すると、新薬よりも薬剤費の負担が軽くなります。国民健康保険に加入している場合、保険証更新の際にジェネリック希望シールを同封しています。処方希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談ください。

〈問い合わせ先〉
健康増進課　国保係
☎45―4532

国民健康保険税
の減免について

新型コロナウイルス感染症の感染や、そのまん延防止措置の影響により、主たる生計維持者の事業などに係る収入に相当の減少がある世帯に属する被保険者は、申請により保険税の減免が受けられます。

詳しくは、町民税務課税務係まで問い合わせください。

◆対象世帯

主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入および山林収入）の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯

○主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

○主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であること

○主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収

西会津町消費
回復商品券
の受領について

入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

◆対象となる保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期に係る国民健康保険税

◆減免の内容

全額または一部を減額

◆申請期限

令和4年3月31日（木）まで

〈問い合わせ先〉
町民税務課　税務係
☎45―2212

者には役場から通知を送りますので、左記のとおり受領するようお願いします。

◆対象者

令和3年4月1日時点で町に住民票がある人

◆持参するもの

役場からの通知書
来庁者の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
印鑑

・受領書
・委任状（代理受領の場合）
※本人代理人の押印が必要

◆受領場所・時間

町役場商工観光課窓口
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日を除く）

◆受領期間

8月31日（火）まで

〈問い合わせ先〉
商工観光課　商工観光係
☎45―2213

西会津町消費回復商品券
み1,000
西会津町消費回復商品券
み1,000



健康増進課 国保係
☎ 45-4532

町では、国民健康保険の加入者に、年6回、医療費情報などが記載された「国民健康保険医療費のお知らせ（ハガキ）」を送付しています。

これは、診療の回数や治療にかかる医療費を確認してもらい、重複受診（1つの疾病で複数の医療機関を受診すること）や頻回受診（必要以上に頻繁に医療機関を受診すること）の予防・改善、医療機関の不正請求の抑止といった医療費の適正化を目的としたものです。お知らせは、世帯主宛てに送付しますので、届いたら内容を確認するようにしましょう。

国保医療費のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯（低所得）に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、臨時に特別給付金（一時金）を支給します。

◆支給対象者

(1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である人

(2) (1)のほか、対象児童が令和3年3月末時点で18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童（令和4年2月末までに生まれた新生児など含む）を養育する父母などであり、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税または令和3年1月1日以降家計が急変し令和3年度分の市町村民税均等割が非課税相当の収入となった人

子育て世帯（低所得）への生活支援特別給付金について

介護保険では、介護の費用負担を軽減するため、施設での食費と居住費が軽減される制度があります。

介護保険施設での食費・居住費の軽減制度について

◆金額
対象児童1人につき5万円

◆その他
支給にあたり、申請が不要な場合と必要な場合があります。

・対象者には「給付金に関するお知らせ」を発送します。

〈問い合わせ先〉
子育て支援センター
（こゆりこども園内）
☎ 45-4332



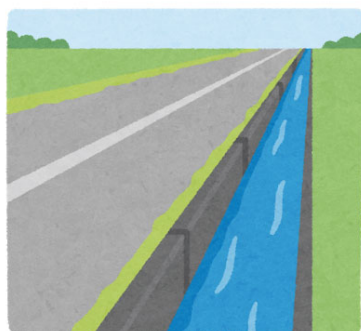
◆今すぐできる対策
○集落内（近隣集落）で時間帯や取水量についてルールを決める
○沢の下流にも水が行き渡るように、上流の田には必要以上の取水を控える

農業用水の適正管理を心掛けましょう

対象は住民税非課税世帯で一定の要件を満たす人で、申請が必要です。また、有効期限は毎年7月末までで、その都度手続きが必要となります。

現在、軽減制度を受けている人には個別に更新のお知らせをしていますので、忘れずに手続きをしてください。

〈問い合わせ先〉
福祉介護課 介護係
☎ 45-2214



○水のかけ流しなど、多くの水が必要とする水管理は控える

〈問い合わせ先〉
農林振興課 農政係
☎ 45-4531

飯豊山 山開きのお知らせ

日本百名山でもある飯豊山の弥平四郎登山口の山開きが行われます。当日は安全祈願祭や記念品の配布もあります。

日時

7月21日（水）
午前8時～ 安全祈願祭
午前8時45分～ 記念品配布
※雨天決行（荒天の場合は中止）。
※記念品は先着100人まで。

場所

旧弥平四郎分校

〈問い合わせ先〉

商工観光課 商工観光係 ☎ 45-2213



除草作業を支援します

町では、自治区で行う生活道路の除草作業に対し、次のような支援を実施しています。いずれも申請が必要となりますので、詳しくは下記まで問い合わせください。

◆支援内容

- トラクター装着型草刈り機の無償貸与
- 自走式草刈り機の無償貸与
- 草刈り機械用混合油などの無償交付（1回10ℓ・年2回まで）



〈問い合わせ先〉

建設水道課 管理係 ☎ 45-4530

なりすまし詐欺に注意してください

福島県内各地において、なりすまし詐欺による被害が発生しています。今年5月の被害状況は被害認知件数が42件、被害認知金額が6,396万円で、今年4月と比べて減少しているものの、オレオレ詐欺の被害が件数・金額ともに増加傾向となっています。

※他人事ではありません！

町内でも、町職員を名乗り、「介護保険料の還付金がある」と言ってお金を振り込むよう指示したり、口座情報やキャッシュカードの暗証番号を聞き出したりする不審な電話に関する相談が寄せられています。

町から還付金を振り込む際にお金の振り込みを指示したり、キャッシュカードを預かったりすることはありません。



〈相談・問い合わせ先〉

喜多方警察署 電話0241-22-5111

※お金の話には注意！

息子や家族を名乗るケースだけでなく、自治体職員や金融機関の職員を名乗るケースも増えてきています。言葉巧みな詐欺被害に遭わないよう、電話で「お金の話」が出たら、警察や家族に相談するようにしましょう。

キャッシュカードは **渡さない！**

暗証番号は **教えない！**

職員の異動

- ◎6月23日付 ※（ ）は旧任
▶総務課主事兼出納室鈴木郭夢（総務課主事）
◎7月1日付
▶健康増進課保健師多賀涼子（新採用）

喜多方地方広域市町村圏組合 職員採用試験のお知らせ

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部では、令和4年度の職員採用候補者試験を行います。試験内容は下記のとおりです。詳しくは問い合わせください。

【試験職種別採用予定人員および試験内容】

試験職種		消防吏員（高卒程度）
職務内容		同組合消防本部および各消防署において、火災・救急・救助など各種災害における現場活動ならびに火災予防などに関する業務、その他消防行政に関する業務
採用予定人数		若干名
受験資格		平成8年4月2日以降に生まれた者で、高校を卒業した者（高校卒業程度認定試験合格者含む）または、令和4年3月卒業見込みの者
受付期間		令和3年7月14日（水）～8月13日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日除く） ※郵送による申込みは8月11日（水）までの消印有効
一次試験	試験日	令和3年9月19日（日）
	試験会場	耶麻郡磐梯町大字磐梯字仁渡 1018 番地 「磐梯町中央公民館」
試験申込書の請求先		○同組合消防本部ホームページ（ http://119.kouiki.kitakata.fukushima.jp ） ○同組合消防本部総務課および各署、分署 ○西会津町役場・総務課



〈問い合わせ先〉 喜多方地方広域市町村圏組合 消防本部総務課 ☎0241-22-6212

若者の「就活」を応援します

会津地域若者サポートステーションは、就活において悩みや不安がある人の職業的自立に向けた就労相談窓口です。昨年度より、対象年齢が15歳～49歳に拡大しました。来所が難しい場合は、オンライン相談も実施しています。利用は無料ですので、気軽に相談ください。

◆主な支援
個別相談・職場体験・各種講座（Excel・Word 講座、ビジネスマナー、履歴書作成支援、面接攻略セミナーなど）

◆場所
ヨークベニマル一箕町店隣接テナント

◆問い合わせ先
会津地域若者サポートステーション
☎0242-32-0011

ホームページはこちら↓

聴覚障がい乳幼児子育て相談『みみちゃん教室』

言葉を育むには、早期からの楽しい関わりが大切です。県立聴覚支援学校会津校では、こどもの様子や相談内容に応じて、一緒に遊ぶ中で言葉やコミュニケーションづくりのお手伝いをします。相談は無料です。気軽に相談ください。

◆日時
月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
（年末年始・祝日を除く）

◆場所
県立聴覚支援学校会津校内「みみらんど・會津」

◆対象
聞こえや言葉に心配がある乳幼児とその保護者

◆問い合わせ先
県立聴覚支援学校会津校
☎0242-22-1286

ホームページはこちら↓

避難指示で必ず避難を！“新”避難情報

災害対策基本法が改正され、避難情報が以下のとおりに変更となりました。主な変更点は、「警戒レベル4 避難指示」で必ず避難すること（避難勧告は廃止）です。

〈問い合わせ先〉 町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 （発生を確認した時に発令）
4	ひなんしじ 避難指示 ※2	避難指示（緊急）、 避難勧告
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水注意報等 （気象庁が発表）	大雨・洪水注意報等 （気象庁が発表）
1	早期注意情報 （気象庁が発表）	早期注意情報 （気象庁が発表）

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5 緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されました。
これからは、
警戒レベル4 避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

高齢者や障がい者など
避難に時間がかかる人は、
警戒レベル3 高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。